

(仮称) CKD対策協力医について

市町村等保険者が特定健診結果から抽出された対象者に「受診勧奨先」として案内する医療機関を「(仮称) CKD対策協力医 (以下、CKD協力医という。)」とする。令和3年度から市町村等保険者が健診から対象者を抽出し、CKD協力医へ紹介できるよう、令和2年度に基盤整備に取り組む。

<これまでの議論>

○CKD協力医の要件

- ①健診結果に基づき実施すべき検査を定期的に行うこと
- ②腎専門医への紹介基準にのっとり対応をしていただくこと
- ③CKDシール等を参考に行われる薬剤師からの疑義照会に対応していただくこと

○CKD協力医の紹介方法

- ・CKD協力医のリストを作り、医師会等のホームページで公開する
- ・市町村等保険者から対象者への受診勧奨通知に、CKD協力医のリストを同封する
→保険者が受診勧奨先として協力医を案内し、協力医への受診を促す。

○CKD協力医の登録にあたり、研修等を実施する。

- ・協力医を増やしつつ、質も向上させる必要あり。専門でない医師に御理解いただけるような講演会が必要。

【要検討事項】

- ・実施方法 (Zoom 等)
- ・講義内容、講師
- ・周知方法
- ・登録要件、登録期間

<イメージ図>

